

各務原市社会福祉協議会松葉杖貸出要綱

(目的)

第1条 市民に対し、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が所有整備している松葉杖を貸し出すことにより、その日常生活に必要な支援を行うため、この要綱を定める。

(貸出対象)

第2条 市社協は、市社協の会員・会員世帯・団体会員である次の各号に掲げる場合に、松葉杖の貸し出しを行う。

- (1) 怪我などの理由により日常生活を営むために松葉杖を必要とする市民
- (2) 地域福祉向上を目的とした事業及び行事
- (3) 会長が特に必要と認めた場合

(貸出方法)

第3条 松葉杖を貸し出す場合は、松葉杖借用申請書（様式第1号）に必要な事項を記入のうえ、あらかじめ申請するものとする。

(貸出期間)

第4条 松葉杖の貸し出し期間は、原則として1か月以内とする。

(貸出期間の更新)

第5条 前条に規定する期間を越えて借用する場合は、その理由を付して更新の申し出をしなければならない。

(貸出料金)

第6条 貸出料金は、無料とする。

(他法優先)

第7条 松葉杖を借用する者が、他の法律等によりその便宜が受けられる場合は他法を優先するものとし、松葉杖の貸出しは行わない。ただし、他法の手続きに時間がかかる場合は、その期間について貸し出しを行うものとする。

(松葉杖の使用)

第8条 借用者は、借り受けた松葉杖について借用期間を厳守するとともに松葉杖の使用について十分注意し、松葉杖の搬送は借用者の責任において行う。

(報告)

第9条 借用者は、松葉杖の使用状況について、市社協に報告しなければならない。

(管理)

第10条 松葉杖の管理、保管、整備は市社協が行う。ただし、松葉杖の搬送や使用中における破損、紛失等が生じた場合は、原則として借用者がその損害を賠償するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日より適用する。